

山梨県後期高齢者医療広域連合議会
平成 23 年第 1 回定例会
会 議 録

平成 23 年 2 月 16 日 開会
平成 23 年 2 月 16 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第 1 号(2 月 16 日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○新議員の紹介	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	3
○副連合長あいさつ	4
○議席の指定	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期について	5
○後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任	5
○同意第 1 号の上程、説明、採決	5
○議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議決事件の条項、字句等の整理	20
○閉会	20
○会議録署名	21

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成23年第1回定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第1号

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成23年第1回定例会を次のとおり招集する。

平成23年2月9日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 堀内 茂

- 1 期日 平成23年2月16日(水)午後2時30分
- 2 場所 山梨県自治会館 講堂

【応招・不応招議員等】

応招議員(24名)

1番 齊藤憲二君	3番 上杉実君	4番 大村政啓君
6番 藤嶋英毅君	7番 清水実君	8番 千野秀一君
9番 長谷部集君	10番 網倉正治君	12番 廣瀬一君
13番 一瀬明君	14番 望月隆夫君	15番 望月利金君
16番 芦澤健拓君	17番 遠藤雄一君	18番 保坂實君
19番 深澤平助君	20番 水越昭君	21番 石原滋君
22番 後藤政行君	23番 槌屋正君	24番 梶原岩男君
25番 高山泰治君	26番 古家悦男君	27番 守屋茂久君

不応招議員(2名)

2番 渡辺忠義君	5番 内藤次郎君
----------	----------

欠員(1名)

11番

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 23 年第 1 回定例会

議事日程(第 1 号)

平成 23 年 2 月 16 日(水)午後 2 時 30 分開会

- 1 開会
- 2 広域連合長あいさつ
- 3 副広域連合長あいさつ
- 日程第 1 議員の議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 5 同意第 1 号 山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第 1 号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2 号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3 号 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4 号 平成 22 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 10 議案第 5 号 平成 22 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 11 議案第 6 号 平成 23 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 12 議案第 7 号 平成 23 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 12 まで議事日程に同じ

出席議員(24 名)

1 番 齊藤憲二 君	3 番 上杉 実 君	4 番 大村政啓 君
6 番 藤嶋英毅 君	7 番 清水 実 君	8 番 千野秀一 君
9 番 長谷部集 君	10 番 網倉正治 君	12 番 廣瀬 一 君
13 番 一瀬 明 君	14 番 望月隆夫 君	15 番 望月利金 君
16 番 芦澤健拓 君	17 番 遠藤雄一 君	18 番 保坂 實 君
19 番 深澤平助 君	20 番 水越 昭 君	21 番 石原 滋 君
22 番 後藤政行 君	23 番 槌屋 正 君	24 番 梶原岩男 君
25 番 高山泰治 君	26 番 古家悦男 君	27 番 守屋茂久 君

欠席議員(2 名)

2 番 渡辺忠義 君 5 番 内藤次郎 君

欠員(1 名)

11 番

地方自治法第 121 条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 堀内茂君 副広域連合長 天野康則君 事務局長 小野裕実君
事務局次長 小川和仁君 業務課長 武井俊一君 会計管理者 矢嶋亘君
業務課給付担当リーダー 小池洋君 業務課資格管理担当リーダー 神澤卓見君
業務課庶務担当サブリーダー 堀内清君

事務局職員出席者

書記長 清水靖夫 書記 鶴田良江 書記 植屋和寛 書記 熊坂利元
書記 塚原賢

【新議員の紹介】

●**議長(斉藤憲二君)** 定例会を開会する前に、平成 22 年第 2 回定例会以降、新たに 2 名の方が広域連合議会議員に選出されました。つきましては、ここで新しく広域連合議会議員となられた皆様をご紹介申し上げ氏名を報告いたします。それぞれの議員は着席のままで結構です。

葦崎市選出 藤嶋 英毅 君
笛吹市選出 網倉 正治 君

以上 2 名の方です。ありがとうございました。

【開 会】

開会 午後 2 時 30 分

●**議長(斉藤憲二君)** これより山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 23 年第 1 回定例会を開会いたします。

議員定数 27 人のうち、本日の出席議員は 24 人でございます。

よって、地方自治法第 113 条の規定による、過半数の定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●**議長(斉藤憲二君)** 本日の議事日程は配布のとおりであります。

日程に入ります前に、ご報告申し上げます。11 番上野原市が欠員となっております。また、2 番 渡辺忠義 君、5 番 内藤次郎 君より欠席の届けがありました。

次に地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく、監査委員からの例月現金出納検査の報告は、お手元に配布のとおりであります。

議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

以上で諸般の報告を終わります。

報道機関から、写真撮影等の申し出があります。

これを許可することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●**議長(斉藤憲二君)** 異議なしと認めます。

よって、議場内での撮影を許可することに決しました。

【広域連合長あいさつ】

●**議長(斉藤憲二君)** ここで、堀内広域連合長から発言の申し出がありますので、これ

を許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 堀内広域連合長。

○広域連合長(堀内茂君) 皆さん、こんにちは。大変お忙しいところご苦勞様でございます。私は去る2月2日に広域連合長に就任いたしました、富士吉田市の堀内茂でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日、ここに山梨県後期高齢者医療広域連合議員の皆様方のご参集をお願い申し上げ、平成23年第1回定例会を開会するに当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、平素から、当広域連合の運営に格別のご理解とご協力をいただいております。厚く御礼を申し上げます。

また、宮島前広域連合長におかれましては、平成21年4月から、平成23年1月までの間、多大なるご尽力をいただきまして、衷心より感謝を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度の廃止後の新たな医療制度のあり方につきまして、厚生労働大臣が主宰する、高齢者医療制度改革会議において議論されてまいりましたが、昨年12月に改革案の最終とりまとめが公表されました。

最終とりまとめでは、75歳以上の高齢者も現役世代と同じ国民健康保険か被用者保険に加入をすることとし、多くの高齢者が加入する国民健康保険については、第一段階では、75歳以上を都道府県単位の財政運営とし、第二段階において、全年齢での都道府県単位化を図ることといたしております。

また、高齢者の医療負担は、公費、75歳以上の高齢者の保険料、74歳以下の被保険者からの支援金で支えていくことなどが示されておるところでございます。

そのような状況の中、本広域連合といたしましては、被保険者の皆さまをはじめ、県民の皆様にご不便、ご不安を与えることのないよう、今後も、より一層の努力をいたす所存でございますので、皆様方の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

今議会では、監査委員の選任についての同意、高齢者医療に関する条例の一部改正、臨時特例基金条例の一部改正、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正、平成22年度一般会計及び特別会計補正予算案、平成23年度一般会計及び特別会計予算案の、議案を提案させていただき次第でございます。

それぞれの案件につきまして、何とぞ十分なご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

【副広域連合長あいさつ】

●議長(斉藤憲二君) 次に、天野副広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 天野副広域連合長。

○副広域連合長(天野康則君) 先の平成22年第2回定例会におきまして、副広域連合長としてご承認をいただきました、忍野村の天野でございます。

就任に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度の廃止後の新たな制度につきまして、過日最終とりまとめが発表され、これから幅広い角度から様々な議論が深められていくことと思っておりますが、今後も、山梨県内約11万2千人の被保険者の皆様方が、安定した医療サービスを受けることができるように全力をつくして頑張りたいと、このように考えております。

堀内広域連合長の補佐役として、今後も堀内広域連合長を側面からサポートしながら、

後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けて、さらに力を尽くしてまいる所存でございますので、議員各位の皆様方には、格別のご指導、ご鞭撻を賜りますように、よろしくお願い申し上げます、大変簡単でございますが、一言就任に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日は、誠にご苦勞様でございます。
ありがとうございます。

【議席の指定】

- 議長(斉藤憲二君) それでは、日程第1「議席の指定」を行います。
新たに選出されました、2名の議員を、会議規則第4条第2項の規定により、6番 藤嶋英毅君、10番 網倉正治君と議席を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

- 議長(斉藤憲二君) 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、12番 廣瀬一君と17番 遠藤雄一君を指名いたします。

【会期について】

- 議長(斉藤憲二君) 次に、日程第3「会期について」を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日1日間とすることに、ご異議ございませんか。
『「異議なし」の声』
- 議長(斉藤憲二君) ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会 運営委員会委員の選任】

- 議長(斉藤憲二君) 日程第4「山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。
議会運営委員の選任については、委員会条例第4条の規定により、議長において指名いたします。
4番 大村政啓君を指名いたします。
お諮りいたします。
議会運営委員会委員として、ただいま指名いたしました、1名を選任することに、ご異議ございませんか。
『「異議なし」の声』
- 議長(斉藤憲二君) ご異議ありませんので、よって、ただいま指名いたしました、1名を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

【日程第5 同意第1号】

- 議長(斉藤憲二君) 日程第5 同意第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについて」を議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、14番望月隆夫君の除斥を求めます。
『望月隆夫議員の退席』
- 議長(斉藤憲二君) 本件について、提案理由の説明を求めます。
『「はい、議長」と呼ぶ者あり』
- 議長(斉藤憲二君) 堀内広域連合長

○広域連合長(堀内茂君) ご説明を申し上げます。

議会選出の監査委員であります。中央市、一瀬明議員から、監査委員の辞任の申し出があり、これを認めました。

新たに市川三郷町の望月隆夫議員を監査委員に選任いたしたいので、ご同意をお願いします。以上です。よろしくお願いを申し上げます。

●議長(斉藤憲二君) お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第1号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。

よって「同意第1号」は、原案のとおり同意されました。

望月隆夫君の議場への入場を許します。

『望月隆夫議員の入場』

【日程第6 議案第1号】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程第6、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君) それでは、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明させていただきます。

議案の3ページ、4ページをお願いしたいと思います。

本案の提案理由につきましては、平成23年度における所得の少ない者への負担軽減の対策及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例措置を継続することにより、円滑な制度運営を図るため、条例を改正するものでありまして、具体的な条文等の改正内容につきましては、お手元の資料1の条例説明書により説明させていただきます。

条例説明書 1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、改正の要旨であります。保険料の軽減について、平成22年度と同様の措置を継続することを目的としたものでございます。

次に、具体的な内容につきましては、1点目として、平成23年度における被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の負担を、特例として平成22年度と同様に9割軽減とするものであります。

2点目は、平成23年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例といたしまして、均等割額を7割軽減するものについて、平成22年度と同様に8.5割軽減とするものであります。

この条例は、本年4月1日から施行をさせていただくものです。

次に、新旧対照表でございますが、次のページの2ページ、3ページをご覧ください。

まず、附則の第14条についてですが、条文中にある第17条、第18条との表記については、今回新たに附則に第17、18条を追加したためです。これは保険料賦課総額の算定の特例のための追加でございます。

附則第 17 条につきましては、被扶養者であった被保険者の保険料賦課の特例として、9 割軽減とするもので、附則第 18 条にあっては、所得の少ない者への特例として、被保険者均等割額を 7 割軽減する者について、8.5 割軽減とするものでございます。

以上が、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

ご審議の程、よろしくお願いをしたいと思います。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第 1 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。

よって「議案第 1 号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第 7 議案第 2 号】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程第 7、議案第 2 号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君) それでは、続きまして、議案第 2 号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明させていただきます。

議案の 5 ページ、6 ページをお願いしたいと思います。

提案理由でございますが、これは、平成 23 年度において、平成 22 年度と同様に保険料を軽減する財源に充てるために、基金の用途を拡大し、円滑な制度の運営を図るための改正でありまして、具体的な内容につきましては、資料 1 の「条例説明書」5 ページをお開き願いたいと思います。

まず、要旨であります。議案の提案理由と同じであります。

内容の 1 点目ですが、平成 23 年度において、平成 22 年度と同様に被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料を減額するための財源に充てるものであります。

2 点目につきましては、平成 22 年度と同様に均等割額が 7 割軽減されるものについて、8.5 割に軽減するための財源に充てるものであります。

この条例は、本年 4 月 1 日から施行することになります。

次に、6 ページ、7 ページの新旧対照表をお願いしたいと思います。

第 6 条につきましては、基金の処分について定めたものでございまして、第 1 号が被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料を減額するための財源に充てるものであります。

また、第 6 号が、均等割額が 7 割軽減されるものについて、8.5 割に軽減するための財源に充てるものであります。

なお、この臨時特例基金の財源として、国から円滑運営臨時特例交付金として、今年度約 6 億 2,838 万円が交付されますので、今回補正に計上させていただいておりますが、当広域連合では基金として積み立て、来年度の保険料の軽減に充当する予定であります。

以上が、臨時特例基金条例の一部を改正する条例についてであります。

よろしくお願いをしたいと思います。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第 2 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。

よって「議案第 2 号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第 8 議案第 3 号】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程第 8、議案第 3 号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君)

議案第 3 号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。

議案の 7 ページをお願いをしたいと思います。

本条例は、国家公務員及び山梨県職員の勤務時間の短縮並びに労働基準法の一部改正に伴いまして、広域連合職員の勤務時間、時間外勤務手当等について、関連する四つの条例を改正するものです。

内容につきましては、先程と同じように、条例説明書により説明させていただきます。

条例説明書の 9 ページをお願いをしたいと思います。

要旨の 1 にあります勤務時間の短縮に伴う条例の改正につきましては、現在、勤務時間 7 時間 45 分を実施している市町村がいくつかございますが、4 月 1 日からは、殆どの市町村が 7 時間 45 分勤務となりますので、広域連合の勤務時間に係る条例についても改正をさせていただくものです。

要旨の 2 にあります労働基準法の改正に伴う広域連合条例の改正につきましては、1 カ月 60 時間を超える時間外労働の賃金が割増となり、引き上げた割増分について、有給の休暇を付与できるようになりましたので、関係条例を改正するものでございます。

10 ページをご覧いただきたいと思います。

まず、一つ目の改正条例の「広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」新旧対

照表でございます。

第2条は、週40時間勤務を週38時間45分に改正するものでございます。

第3条第2項は、一日8時間勤務を一日7時間45分に改正するものでございます。

第6条は第1項において休憩時間を1時間とし、第2項では任命権者は、休憩時間を45分以上1時間未満に短縮出来る旨の規定になります。

また、第3項に於きましては、休憩時間は、給与を支給しない旨を追加と致しました。

11ページをご覧いただきたいと思えます。

第9条の2は、時間外勤務代休時間についての追加になります。

第1項は、1カ月60時間を超える時間外労働の賃金が割増になりますが、割増率を引き上げた分について、その支給に代わり代休時間を指定することが出来る旨の規定になります。

また、第2項は、時間外勤務代休時間を指定された職員は、勤務を要しない旨の追加になります。

12ページをお願いいたします。

第11条は、休日の代休日の指定の際、休日に加え時間外勤務代休時間を除く旨を追加するものです。

14ページをお願いいたします。

二つ目の改正の「広域連合職員の修学部分休業に関する条例」新旧対象表でございます。

修学部分休業は、公務に関する能力向上に資すると認められた場合、修学のために与えられる休業になります。

第2条は、勤務時間の短縮に伴い、修学部分休業の承認に関し1週20時間であったものを1週当たり勤務時間の2分の1とし、30分単位を5分単位で承認することの改正になります。

15ページをお願いいたします。

三つ目の改正の「広域連合職員の高齢者部分休業に関する条例」でございます。

高齢者部分休業につきましては、定年退職前の5年間に限り、ボランティア等の地域貢献等の理由により、部分休業を取得できる制度であります。改正については、修学部分休業と同様な改正になります。

16ページをお願いいたします。

四つ目の改正条例の「広域連合職員の手当に関する条例」であります。第4条第3項の追加につきましては、1カ月60時間を超える時間外労働の時間外勤務手当の割増率を引き上げることについての追加であります。

勤務1時間当たりの給与額に100分の150、午後10時から翌日午前5時までの場合は、100分の175、週休日にあつては100分の50を乗じて得た額を、時間外勤務手当として支給する規定になります。

第4条第4項の追加につきましては、時間外勤務代休時間を取得した場合には、今回の割増率引き上げ分の手当では支給することを要しない旨の規定になります。

以上が勤務時間、休暇等に関する条例の改正の内容について説明させて頂きました。よろしく願いをしたいと思います。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第3号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 22番 後藤政行君

○22番 後藤政行君 22番 忍野村 後藤政行。質問させていただきます。

本条例案については、皆さんも各市町村の12月定例会で採決したと思われませんが、

私は、職員の労働時間が削減されることについて、異議を唱えるものでは決してありません。

それでは、質問します。1点目。毎日15分の労働時間を短縮するとありますが、それは、現行の始業時間を15分遅らせることなのか。それとも終業時間を15分切り上げるものなのか。

また、どのくらい労働時間の短縮なのかと言うとですね、公務員が1,960時間の年間労働時間があります。次から説明しますように、これによって年間65時間削減されるわけですが、その削減幅は3.5%になります。

質問の2点目。これらにより、職員の時間外労働の手当が、増額になると思われませんが、この点は、どのような対応となるのか。

具体的に説明しますと、1人、1週間、1時間15分ということになりますと、1.25時間なんです。1年間52週間ですので、1.25時間×52週間ということになりますと、65時間。即ち8時間労働で計算しますと、年間8日間の労働日数が短縮ということになります。

本広域連合では、職員が推定14人いると思いますが、これらによって計算しますと、1人年間65時間×14人。910時間。8時間労働で計算しますと、113日分の労働日数の短縮となりますが、これらにより、割増賃金の心配はないのか。通常ですと、今回予算案を計上しておりますが、それらは増額しなくても乗り切っていくことができるのか。また、労働時間の短縮によって、安易な事務ミスが多発することが予想されるわけですが、その辺の対応はどのように考えているのか回答を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 小川事務局次長

○事務局次長(小川和仁君) ご質問に回答させていただきます。

まず就業時間についてでございますけれども、今回条例を出させていただきましたのは、1日、7時間45分の勤務時間とする条例の内容となっております。

勤務時間につきましては、規則等で今後定めていくこととなりますけれども、今現在は、各市町村の様子を伺ったりして、検討している段階でございます。また、今のご意見も参考に広域連合長と相談した中で、広域連合の閉庁時間については、別途規則等で定めていきたいと考えております。

2点目ですが、残業時間につきましては、当初広域が始まりました時につきましては、事務量がかなり多く、残業時間もかなり多かったような状況でございましたけれども、今現在、制度自体が安定しております、月60時間を超えるというような残業をする必要はございませんので、そこまでとていけません。範囲内で納まっている状況でございます。また、法律自体が残業をしないようにしようと言う趣旨なんだろうと私は考えております。

予算の関係でございますが、先程お話をしたとおり、この条例で対象になっている事例は、現在のところは、想定されていないものと考えています。

以上でございます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 22番 後藤政行君

○22番 後藤政行君 先に説明したとおり、14人の体制ですと、910時間も労働時間が短縮するわけですよ。

それらにつきましては、先程言いましたように、くれぐれも事務ミス等がないような管理者につきましては、指導、管理を徹底して頂きたいと思っております。よろしくお願ひします。

以上で質問は終わります。

- 議長(斉藤憲二君) その点、ご要望でよろしいですね。
- 22番 後藤政行君 はい。
- 議長(斉藤憲二君) 他に質疑ございませんか。
『「なし」の声』
- 議長(斉藤憲二君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。
『「なし」の声』
- 議長(斉藤憲二君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。
議案第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます
- 議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。
よって「議案第3号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第9 議案第4号】

- 議長(斉藤憲二君) 次に、日程第9、議案第4号「平成22年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。
事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

- 議長(斉藤憲二君) 小野事務局長
○事務局長(小野裕実君)

議案第4号「平成22年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」についてご説明をさせていただきます。

議案の11ページをお願いしたいと思います。

平成22年度の一般会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ33万6千円を増額し、それぞれ5億2,088万3千円とするものでございます。

内容は、資料2の予算説明書で説明をさせていただきたいと思っております。

予算説明書の1ページからが一般会計補正予算(第2号)の事項別明細書になっておりますが、6ページ、7ページの歳入に係る部分をご覧いただきたいと思っております。

歳入の1款1項1目「市町村負担金」を33万6千円増額するものであります。これについては、富士吉田市と富士河口湖町のシステム改修に伴い、当該市町村からの要請により広域のデータ抽出作業を行います。これに係る経費を負担金として受け入れるものでございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出の2款1項1目「一般管理費」は229万円を減額するものでございます。

前年度に比べ職員の時間外勤務が減っていることから時間外勤務手当を347万円減額し、また、当初見込んでいた管理職手当が1人分不用となったことからこれを12万円減額致します。

また、19節につきましては、派遣職員給与等負担金について、実績が当初の見込みより多くなったことから130万円増額するものでございます。

次に3款1項1目「老人福祉費」の特別会計繰出金を230万2千円減額するものでございますが、特別会計の一般管理費を減額することから繰出しを263万8千円減額いたします。

また、歳入で計上いたしました広域データ抽出経費の負担金分を特別会計へ繰り出すため新たに33万6千円を追加するものでございます。

最後に5款「予備費」であります。歳出の総務費と民生費の減額に伴い生じた余剰財源の492万8千円を増額するものがあります。

なお、この予備費につきましては、平成23年度の一般会計予算の歳入に繰越金として計上し、市町村負担金の共通経費分を軽減するものとしております。

以上、平成22年度一般会計補正予算（第2号）の説明をさせて頂きました。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第4号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号「平成22年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。

よって「議案第4号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第10 議案第5号】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程第10、議案第5号「平成22年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について議題といたします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君) 議案第5号「平成22年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」でございます。議案の15ページをご覧いただきたいと思ひます。

本補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億226万5千円を増額し、歳入歳出それぞれ866億1,982万5千円とするものです。

内容につきましては、予算説明書の補正予算事項別明細書で説明させて頂きたいと思ひます。予算説明書の15ページから特別会計になります。

初めに、歳入から説明させていただきます。

20・21ページをご覧いただきたいと思ひます。

1款市町村負担金、1項、3目保険基盤安定負担金1,942万8千円の増額は、保険料軽減額が見込みより増加したため、保険料軽減分を補てんする負担金が増額となったものでございます。

2款国庫支出金、1項、2目高額医療費負担金5,029万円の増額は、レセプト1件当たり80万円を超える部分への国の補助金ですが、対象額の増加に伴い増額するものでございます。

2項、1目調整交付金500万円の減額は、各市町村の健康増進事業の実績見込みを精査する中で、減額するものでございます。3目特別高額医療費共同事業補助金488万4千円の減額は、国の補助金が決定したための減額でございます。4目円滑運営臨時特例交付金6億2,838万8千円の増額は、平成23年度の保険料均等割等軽減の特例措置に係る交付金が本年中に交付されることによる増額でございます。

3款県支出金、1項、2目高額医療費負担金5,029万円の増額は、国の負担金と同額

であり、対象額の増加により、増額するものでございます。

22・23 ページをご覧くださいと思います。

3 項、1 目健康診査費補助金 1,882 万 2 千円の増額は、健康診査費用への県の補助金ではありますが、県においても国と同様、交付されることが確定しましたので、国と同額を増額するものでございます。

5 款、1 項、1 目特別高額医療費共同事業交付金の 360 万 5 千円の増額は、400 万円以上のレセプトのうち 200 万円以上の部分について、一定割合で交付されるものですが、見込みにより増額させていただくものでございます。

6 款財産収入、1 項、1 目利子及び配当金 2 万 4 千円の増額は、後期高齢者医療給付基金における利子の収入ですが、実績見込みにより増額するものでございます。

7 款、1 項、1 目一般会計繰入金 230 万 2 千円の減額は、市町村負担金繰入金である共通経費分の療養費レセプト件数増加による療養費審査手数料と富士吉田市・富士河口湖町の行政システム変更に伴う広域データ抽出経費の増額分と郵送料の減額見込み分を差し引きした額でございます。

24・25 ページをご覧くださいと思います。

2 項、1 目臨時特例基金繰入金 8,148 万 8 千円の減額は、この基金を活用する制度の広報等に係る経費と保険料軽減分補填の実績と見込みを精査した減額でございます。3 目後期高齢者医療給付基金繰入金 2,509 万 2 千円の増額は、医療給付の実績と見込みを精査し、不足分に充当するため増額するものであります。

次に、歳出でございます。

26・27 ページをご覧くださいと思います。

1 款総務費、1 項、1 目一般管理費は、268 万 9 千円の減額であります。

内容ですが、それぞれ実績と見込みを精査する中で、12 節役務費では、郵送料の減額、療養費審査件数の増加による手数料の増額、13 節委託料では制度の広報パンフレット等の作成の減額、広域データ抽出作業の増額、19 節負担金補助及び交付金では、市町村が実施する保険料の軽減・制度に係る周知等の補助金増額によるものであります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費は、それぞれ実績と見込みを精査するなかで、1 目療養給付費を、2 億 7,685 万 7 千円減額するものでございます。

28・29 ページをご覧くださいと思います。

2 目訪問看護療養費は、277 万 7 千円の増額であります。4 目移送費、5 目審査支払手数料は財源更正でございます。6 目療養費は、2,268 万円の増額であります。

30・31 ページをご覧くださいと思います。

これにより、1 項療養諸費全体では、2 億 5,140 万円の減額となります。

次に、2 項高額療養諸費は、それぞれ実績と見込みを精査するなかで、1 目高額療養費を、2 億 4,783 万 8 千円増額するものです。

32・33 ページをご覧くださいと思います。

2 目高額介護合算療養費は、356 万 2 千円の増額であります。

これにより、2 項高額療養諸費全体では、2 億 5,140 万円の増額となります。

次に、3 項、1 目葬祭費は 536 件の増加が見込まれることから、2,680 万円の増額となります。

34・35 ページをご覧くださいと思います。

3 款、1 項、1 目県財政安定化基金拠出金は、100 万円の減額であります。これは、拠出金の額が 7,700 万円に確定したための減額であります。

4 款、1 項、特別高額医療費共同事業拠出金は 200 万円の減額であります。これは、拠出金算定額の実績と見込みを精査し減額するものでございます。

5 款保健事業費、1 項、1 目健康診査費は 1,882 万 2 千円の増額であります。これは、

県の補助金が確定されたため、この補助金分を増額するものです。

2 目その他健康保持増進費は、500 万円の減額です。

これは、市町村が実施する健康増進事業の実績と見込みを精査する中で、減額するものであります。

36・37 ページをご覧いただきたいと思います。

6 款基金積立金、1 項、1 目臨時特例基金積立金は、6 億 2,838 万 8 千円の増額であります。

これは、平成 23 年度実施の保険料均等割の 8.5 割軽減、9 割軽減等の特例措置による保険料軽減の補てんのため、国から交付された補助金を基金に積み立てるものであります。

2 目後期高齢者医療給付基金積立金は 3,894 万 4 千円の増額であります。

これは、前年度余剰金の 2 分の 1 以上を積み立てることが定められており、余剰金が確定したため、この不足分を積み立てるものです。

7 款、1 項、公債費は財源更正であります。

以上が平成 22 年度特別会計補正予算（第 2 号）の内容であります。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第 5 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 5 号「平成 22 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。

よって「議案第 5 号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第 11 議案第 6 号】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程第 11、議案第 6 号「平成 23 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君) 平成 23 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算であります。

議案の 19 ページをご覧いただきたいと思います。

平成 23 年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ 4 億 9,847 万 6 千円で、前年度と比べ 1,594 万 5 千円の減額となっております。

一般会計は、議会に係る費用や広域の事務に要する費用及び特別会計の事務費用に充てる繰出金等の歳出について、市町村からの負担金を受け入れこれに充当する内容になります。

詳細につきましては、小川次長より説明させますのでよろしくお願いをしたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(齊藤憲二君) 小川事務局次長

○事務局次長(小川和仁君) 詳細につきましては、私から説明させていただきます。

説明には、資料2の予算説明書で説明させていただきます。

予算説明書の39ページからが一般会計当初予算の事項別明細書になっておりますが、44ページ、45ページの歳入に係る部分をご覧ください。

1款1項1目の「市町村負担金」は、4億9,040万6千円で、前年度と比べ1千万円の減額となっております。

主に、特別会計への事務費繰出金の減額によるものでございます。

市町村ごとの負担金額は、3月31日現在の総人口及び後期高齢者被保険者数により按分して算出しております。年4回に分けて納めていただいております。

2款「国庫支出金」と3款「県支出金」の保険料不均一賦課負担金で、それぞれ前年度と同額の65万円を計上しています。

不均一課税は小菅村が対象となっております、他の市町村より保険料が低く設定されています。これにより生じる歳入不足分につきましては、相当額が国及び県から半分ずつ補填されています。

4款「財産収入」は、事務費負担金を積み立てておく財政調整基金と保険料軽減等の特例措置実施に係る国庫補助金を積み立てておく臨時特例基金の資金運用による利息を歳入するものであります。

46ページ、47ページをお願いいたします。

6款「繰越金」は、621万7千円で、平成22年度の補正予算(第2号)による予備費の予算額と同額を計上いたしました。

次に歳出であります。48ページ、49ページをご覧ください。

1款「議会費」は、122万9千円で前年度とほぼ同額となります。

定例会2回、臨時会1回の開催を見込んでおりますが、これに関する費用になります。

2款1項1目「一般管理費」は、1億6,051万7千円で、前年度より334万円の増となっております。

主な内容としまして、3節の「職員手当等」に通勤手当、時間外勤務手当などで780万円を計上致しました。

52、53ページになります。

14節「使用料及び賃借料」に1,175万円を計上致しました。広域と市町村を結ぶ回線の使用料、事務所及び書類保管用の倉庫等の借り上げ料、公用車やコピー機の借り上げ料が主な内容になります。

19節「負担金、補助及び交付金」は、1億3,500万円を計上致しました。主なものは、職員の給与等を派遣元市町村へ負担金として支出するものであります。

54ページ、55ページをご覧ください。

3款1項1目「老人福祉費」は、特別会計への繰出金でありまして、3億3,335万1千円を計上致しました。前年度より2,006万4千円の減額となります。

これは、特別会計への事務費に係る繰出金の減額によるもので、特別会計の事務費のうち、平成23年度から完全実施となりますレセプトの電子化により、レセプト点検などの経費が減額となることが主な要因となります。

次に56ページをご覧ください。

5款「予備費」は、240万円の計上になります。

繰越金が前年度より多かったことにより、前年度と比較して111万1千円の増額となります。

平成23年度一般会計予算の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い致します。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第6号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。

議案第6号「平成23年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。

よって「議案第6号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第12 議案第7号】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程第12、議案第7号「平成23年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君) 議案第7号「平成23年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について説明させていただきます。議案の23ページをご覧ください。

平成23年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ893億4,996万7千円とするものでありまして、平成22年度対比で、46億2,451万1千円の増額となっております。特別会計につきましては、保険給付が主なものでございますが、この会計全体の詳細につきましては、業務課長から、説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 武井業務課長

○業務課長(武井俊一君) それでは、平成23年度特別会計予算の詳細につきましては、お手元の資料、予算説明書で説明させていただきます。

初めに、歳入から説明させていただきます。

68・69ページをご覧くださいと思っております。

1款市町村支出金は、139億4,702万4千円で、前年度より5億3,780万1千円の増額であり、約4.0%の伸びとなっております。

1項、1目保険料等負担金は、市町村で徴収した保険料を負担金として支払って頂くものです。保険料率は据え置いており、所得が減少するため1人当たりの保険料は減少しますが、被保険者数が増加することから、前年度に比べ、全体では増額となっております。

2目療養給付費負担金は、給付費の12分の1相当額となる療養給付費等に係る市町村の定率負担であります。

3目保険基盤安定負担金は、7割5割2割軽減の保険料軽減相当額の補てんのための負担金であります。市町村は、県負担分の4分の3を受け入れ、市町村負担分の4分の1と合わせ、広域連合に納付していただきます。

2款国庫支出金は、293億6,882万9千円で、前年度より16億5,251万2千円の増額であり、約6.0%の伸びとなっております。

1 項、1 目療養給付費負担金は、給付費の 12 分の 3 相当額となる療養給付費等に係る国の定率負担であります。

2 目高額医療費負担金は、レセプト 1 件当たり 80 万円をこえる医療費への負担金であり、負担総額の 4 分の 1 が交付されます。

2 項、1 目調整交付金は、広域の財政力に応じて補助されるものであり、療養給付費等の 12 分の 1 を目途に交付されます。

2 目後期高齢者医療制度事業費補助金は、国からの制度上の事業費補助金を整理して新設するものでございます。前年度この項にありました目の健康診査費補助金、特別高額医療費共同事業補助金及び、前年度補正により新設しました保険者機能強化事業補助金の 3 つの目を節としたものであります。

1 節健康診査事業補助金は、健診費用に対して基準額の 3 分の 1 が補助されます。

2 節保険者機能強化事業補助金は、医療費適正化・収納対策事業の補助金であります。

70・71 ページをご覧ください。

3 節特別高額医療費共同事業補助金は、400 万円以上のレセプトのうち 200 万円以上を全国の広域連合が共同で負担する事業に対し、当広域連合の拠出金相当額が交付されるものでございます。

3 目円滑運営臨時特例交付金は、平成 24 年度保険料軽減の補てんとして交付されるもので、臨時特例基金へ積立てられますが、国の予算措置に対応して補正するため、科目設定としたものです。

3 款県支出金は、73 億 557 万 8 千円で、前年度より 4 億 7,137 万 4 千円の増額であり、約 6.9%の伸びとなっております。

1 項、1 目療養給付費負担金は、給付費の 12 分の 1 相当額となる療養給付費等に係る県の定率負担であります。

2 目高額医療費負担金は、レセプト 1 件当たり 80 万円をこえる医療費への負担金であり、国と同様、負担総額の 4 分の 1 が交付されます。

2 項、1 目財政安定化基金交付金は、著しい医療給付費の増加や保険料収納の減額に対応するための基金からの交付金ですが、科目設定でございます。

72・73 ページをお願いいたします。

3 項、1 目後期高齢者保健事業費補助金は、健診費用への県の補助金であり、国と同様基準額の 3 分の 1 の補助を予定しております。

4 款支払基金交付金は、369 億 5,945 万 2 千円で、前年度より 18 億 6,399 万円の増額であり、約 5.3%の伸びとなっております。

この交付金は、現役世代からの支援であり、療養給付費等のおよそ 4 割に当たる金額が交付されるものでございます。

5 款特別高額医療費共同事業交付金は、610 万 9 千円で、前年度より 338 万 9 千円の増額であり、該当者数の増加により大きな伸びとなっております。これは、400 万円以上のレセプトについて、200 万を超える部分について、一定の割合で交付されるものでございます。

6 款財産収入 100 万円は、特別会計で管理する医療給付基金で生じた利子の受け入れであり、前年度と同額でございます。

74・75 ページをお願いいたします。

7 款繰入金は、16 億 6,196 万 8 千円で、前年度より 9,544 万 5 千円の増額であり、約 6.1%の伸びとなっております。

1 項、1 目一般会計繰入金は、各市町村からの事務費負担金、国・県からの保険料不均一賦課に係る補助金をそれぞれ受け入れるものでございます。

2 項、1 目臨時特例基金繰入金は、平成 23 年度における保険料均等割の 8.5 割軽減、

9 割軽減等の特例措置に係る費用を平成 22 年度補正予算（第 2 号）で臨時特例基金に積み立てますので、これを取り崩し、会計に繰り入れるものでございます。

2 目後期高齢者医療給付基金繰入金は、平成 23 年度の保険料を据え置いたために生じる給付費の不足額を、余剰金を積み立てた基金を取り崩し対応するものでございます。

なお、前年度この科目に設定されておりました財政調整基金繰入金は、平成 23 年度より、一般会計に設定することといたしました。

8 款繰越金、9 款県財政安定化基金借入金は前年度同様、科目設定でございます。

76・77 ページをお願いいたします。

10 款諸収入は、1 億 5 千円で前年度と同額でございます。

1 項、1 目延滞金、2 目過料及び 2 項、1 目預金利子は科目設定でございます。

3 項、1 目第三者納付金は第三者行為に係る返納金であり、2 目返還金、3 目雑入は科目設定でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

78・79 ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項、1 目一般管理費は、3 億 5,179 万 6 千円で、前年度より 48 万円の減額であります。これは、翌年度から保険料が改定されることから、周知のための広報等経費が 1,400 万円余り増額となりますが、4 月受診分からの電子レセプト化に伴い、2 次点検の経費が同程度、減額となる見込みであり、全体では、ほぼ前年度並みとなるものです。主な内容でございますが、1 節報酬、3 節職員手当等、4 節共済費、7 節賃金は、嘱託・臨時職員に係る人件費であります。

11 節需用費は、事務消耗品、医療費通知用の圧着はがきの印刷の費用であります。

12 節役務費は、医療費通知の郵送料等の通信運搬費、レセプトに係る各種手数料でございます。

81 ページをお願いいたします。

13 節委託料は、広域連合システムに係る委託料、レセプトの資格確認委託料、レセプトの 2 次点検委託料等、説明欄に記載のとおりでございます。

14 節使用料及び賃借料は、懇話会等開催時の会場借上料、広域連合システムハードリース料でございます。

82・83 ページをお願いいたします。

19 節負担金補助及び交付金は、保険者協議会への負担金と市町村が実施する特別対策、保険料収納対策等事業に対する補助金の科目設定でございます。

2 款保険給付費は 888 億 271 万 5 千円で、前年度より 46 億 18 万 8 千円の増額であり、約 5.5%の伸びでございます。

これは、被保険者数が 2,100 人程度、約 1.8%増加し、1 人当たりの医療給付費も 77 万 3 千円余りと 3.6%を超える伸びが見込まれるためのものでございます。

1 項療養諸費のうち 1 目療養給付費が通常の医療給付でございます。

2 目訪問看護療養費は居宅での療養者が医師の指示により訪問看護師等から療養上の世話等を受けた時の費用でございます。

84・85 ページをご覧ください。

3 目特別療養費は、被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者に要した療養給付費等であります。

4 目移送費は、治療を受けるために、病院等に一時的・緊急的に移送された時の移送費用でございます。

86・87 ページをご覧ください。

5 目審査支払手数料は、国保連合会に委託している療養給付費に係る審査支払の費用

であり、対象となるレセプトは前年度より、5万7千枚ほど増える見込みでございます。

6目療養費は、補装具、柔道整復等やむを得ない事情で療養の給付等を受けずに診療等受けた費用でございます。

2項1目高額療養費は、窓口で支払う自己負担額が、所得に応じて定められた自己負担額を超えた方に支給するものですが、前年度と比較して、約22.7%の伸びとなっております。

88・89ページをお願いいたします。

2目高額介護合算療養費は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払う自己負担分の1年間の合計額が一定の限度額を超えた方について支給するものでございます。

3項、1目葬祭費は、被保険者の死亡に対して、葬祭を行う方に5万円を支給するものであります。前年度と比較して1,400件余りの増加を見込んでおります。

90・91ページをお願いいたします。

3款県財政安定化基金拠出金は、7,700万円で、著しい医療給付費の増加や保険料の未納により財源不足が生じた場合、無利子の貸付や交付を目的とした基金への拠出であり、国・県・広域連合がそれぞれ3分の1を拠出いたします。

4款特別高額医療費共同事業拠出金は808万円で、400万円以上のレセプトを広域化する共同事業への拠出金であります。

5款保健事業費は、8,567万4千円で、前年度より2,675万円の増額であります。

1項、1目健康診査費は、市町村が実施する健康診査事業に対して、国と県の補助を受けて、交付する補助金であります。前年度は県の補助分を補正対応としておりましたが、現年度は当初予算に計上いたしました。

92・93ページをお願いいたします。

2目その他健康保持増進費は、広域連合が実施する健康増進事業実施時の講師への謝礼と市町村が実施する人間ドック事業などの健康づくり事業への補助金であります。

6款基金積立金は、前年度と同様100万1千円であります。

1目臨時特例基金積立金は、基金に積み立てる国からの円滑運営臨時特例交付金ですが、国が補正対応するため、科目設定でございます。2目後期高齢者医療給付基金積立金は財産収入で受け入れた基金の利息を積み立てるものでございます。

7款公債費は、150万円で資金運用上一時借入れをした場合の利子を計上したものでございます。

94・95ページをご覧ください。

8款諸支出金は、保険料、療養給付費等に係る市町村や国等への還付金・償還金及び保険料の還付加算金であり、前年度とほぼ同様の2,020万1千円であります。

なお、前年度まで8款に計上しておりました高額療養費特別支給金は申請期間が終了しているため科目を廃止しております。

96・97ページをお願いいたします。

9款予備費は、昨年度と同じ200万円を計上いたしました。

以上が平成23年度特別会計予算の内容であります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第7号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

- 議長(斉藤憲二君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。
議案第7号「平成23年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
- 議長(斉藤憲二君) 挙手多数であります。
よって「議案第7号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【条項、字句等の整理】

- 議長(斉藤憲二君) お諮りいたします。
本定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。
これに、ご異議ございませんか。
『「異議なし」の声』
- 議長(斉藤憲二君) ご異議なしと認めます。
よって、本定例会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任すること決定いたしました。

【閉会】

- 議長(斉藤憲二君) 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審査は、全て終了いたしましたので会議を閉じます。
ここで、閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。
山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会も、議員各位並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。
また、4月には、統一地方選挙が予定されておりますが、ここにおられる多くの広域連合議会議員の皆様が改選されることになると思います。私自身も、4月30日で、広域連合議員として任期満了となるため、本日の議会が最後となります。
皆様には、約3年有余に渡って、私も大過なく職責を全うできましたことを、心から感謝申し上げます。
皆様のご協力を改めて御礼申し上げたいと思います。
以上をもちまして、山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成23年第1回定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。

閉会 午後3時40分

地方自治法第 123 条の規定により署名する。

議会議長 齊 藤 憲 二

署名議員 廣 瀬 一

署名議員 遠 藤 雄 一